3　交付金事業の実施場所
4　交付金事業の概要
5　交付金事業に要した経費及び交付金充当額
6　交付金事業の成果及び評価
（注）(1)交付金事業の成果及び評価には、効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。
（注）(2)用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、横位置とすること。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣　馳　　浩

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の一部を改正する告示

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則（平成五年科学技術庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（実績報告等）」に改め、同条第一項中「若しくは」の下に「第十条第四号の規定による」を加え、同条に次の二項を加える。

3　交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第七による評価報告書二通（正本及び副本各一通）を大臣に提出しなければならない。ただし、大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4　大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

第十四条第一項中「様式第七」を「様式第八」に改める。

第十六条第二項中「様式第八」を「様式第九」に改める。

第十七条第二項中「様式第九」を「様式第十」に改める。

第十九条第一項中「様式第十」を「様式第十一」に改め、同条第二項中「様式第十一」を「様式第十二」に改める。

第二十条中「様式第十二」を「様式第十三」に改める。

様式第十二を様式第十三とし、様式第十一を様式第十二とし、様式第十を様式第十一とし、様式第九を様式第十とし、様式第八を様式第九とし、様式第七を様式第八とし、様式第六の次に次の様式を加える。

様式第七（第12条関係）

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金事業評価報告書

平成　　年　　月　　日

文部科学大臣

殿

住所
都道府県の名称及びその長の氏名　　印

平成　　年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金に係る交付金事業の成果の評価について放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第12条第３項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

1　交付金事業の名称
2　交付金事業の事業主体
3　交付金事業の実施場所
4　交付金事業の概要
5　交付金事業に要した経費及び交付金充当額
6　交付金事業の成果及び評価
（注）(1)交付金事業の成果及び評価には、効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。
（注）(2)用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、横位置左とじとすること。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第七十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣　馳　　浩

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「十六年後」を「十七年後」に改める。

第五条第一号中「五百二十億八千六百三十七万四千円」を「五百三十四億八百七十一万一千円」に改め、同条第二号中「十六億六百六十九万一千円」を「十五億九千百五十九万九千円」に改める。

第十二条の見出しを「（実績報告書等）」に改め、同条第一項中「若しくは」の下に「第十条第四号の規定による」を加え、同条に次の二項を加える。

3　交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第七による評価報告書二通（正本及び副本各一通）を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、文部科学大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4　文部科学大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

第十四条第一項中「様式第七」を「様式第八」に改める。

第十六条第二項中「様式第八」を「様式第九」に改める。

第十七条第二項中「様式第九」を「様式第十」に改める。

第十九条中「様式第十」を「様式第十一」に改める。

様式第十を様式第十一とし、様式第九を様式第十とし、様式第八を様式第九とし、様式第七を様式第八とし、様式第六の次に次の様式を加える。

様式第七（第12条関係）

大型再処理施設放射能影響調査交付金事業評価報告書

平成　　年　　月　　日

文部科学大臣

殿

住所
都道府県の名称及びその長の氏名　　印